回　覧



住宅用防犯カメラの購入費の一部を補助します。



天栄村では、村内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心な村づくりの推進を目的として、村内の住宅に防犯カメラ等を設置した方に対して、設置費用の一部を補助します。

内容・申請の方法

○対象者　下記の（1）～（3）のすべての要件を満たす方が対象となります。

（1）本村に居住し、かつ、本村の住民基本台帳に登録されている方

（2）防犯カメラ等を設置する本村内の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含み、借家及び別荘を除く。）の所有者又は所有者の同意を得ている方

（3）村税等の滞納が無い方（未申告者を含む）

○対象経費

令和６年９月９日以降に購入及び設置された方が対象です。

（1）防犯カメラ（撮影機能付きのドアホン等を除く）、モニター、録画装置、その他カメラと一体に機能する機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコンなどを除く。）の購入費

※ＳＤカードは１枚までとします。

（2）防犯カメラ等設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する経費は除く。）

（3）防犯カメラ等を設置している旨の表示に係る費用

※防犯カメラ等に係る保守点検その他維持管理に係る経費については対象外。

○補助金額

購入及び設置費用の１／２（上限　50,000 円、100 円未満の端数切捨て）

○申請方法

電話等で事前申込のうえ、天栄村役場総務課に備え付けの申請書・請求書に、下の添付書類を添えて申請する。

※申請書・請求書の様式は天栄村のホームページからもダウンロードできます。

○必要書類

①天栄村住宅用防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書

②天栄村住宅用防犯カメラ等設置事業補助金請求書

【添付書類】

（1）防犯カメラ等の購入価格及び設置に係る経費等がわかる書類

（2）防犯カメラ等の仕様や機能が分かる書類（カタログ等）

〈お問い合わせ先〉　天栄村役場総務課総務係　電話０２４８－８２－２１１１